

入札説明書

契約件名：高知県 UI ターン情報発信事業（令和元年度下半期実施分）

（内 訳）

- ・ 入札説明書
- ・ 契約書（案） ※契約書保証金免除の場合
- ・ 仕様書（案）
- ・ 入札関係様式

令和元年 8 月 26 日

（一社）高知県移住促進・人材確保センター

第1 競争入札に付する事項

1 契約件名

高知県 UI ターン情報発信事業（令和元年度下半期実施分）

2 契約内容等

別紙契約書（案）及び仕様書（案）のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和2年3月6日まで

4 入札方法

- (1) 入札金額は、仕様書に示す業務遂行に必要な費用を入札書に記載すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

第2 入札参加者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- 2 本件業務に関し、高知県の「平成30～32年競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

- 3 本件入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

- 4 高知県から「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定」に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内にうけていないこと。

- 5 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行った者

- (3) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）の規定に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者

- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを

行った者

- (5) 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規定第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者
- 6 国又は地方公共団体において、平成25年度以降に当該業務に類する業務の受注及び業務遂行の実績を有すること。

第3 入札及び開札

- 1 競争入札参加者は、入札方法、条件、別添契約書（案）及び仕様書（案）等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- 2 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒780-0870 高知市本町4丁目1-32
(一社) 高知県移住促進・人材確保センター 電話番号 088-855-7748
- 3 入札書の記載内容等
- (1) 入札書には、次に掲げる事項を記載すること。
- ア 入札書提出年月日
- イ 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び会社印・代表者印の押印（外国人の署名含む。以下同じ）
- ウ 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その商号又は名称及び代表者の氏名）並びに代理人であることの表示、当該代理人の住所、氏名及び押印
- エ 入札金額
- オ 契約件名又は対象
- (2) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。
- (3) 入札参加者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- 4 入札書の提出方法
- 郵送、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。5の日時、場所において投函すること。なお、代理人による入札の場合は、5の場所において投函前に委任状を提出すること。

5 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年9月11日（水） 午前9時

イ 場所

高知市本町 4 丁目 1-32 こうち勤労センター 5 階

（一社）高知県移住促進・人材確保センター内会議室

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

第 4 入札保証金

高知県契約規則（昭和 39 年規則第 12 号）第 9 条及び第 10 条の規定による。

第 5 入札の無効

この入札公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札、その他高知県契約規則第 21 条各号に該当する入札は、無効とする。

第 6 開札の方法

開札は、第 3 の 5 の日時及び場所において入札参加者等の立会いで行う。入札参加者等は、すべての者が立ち会うこと。

開札した結果、落札となるべき入札がない場合は、再度の入札を行う。

第 7 落札者の決定

1 高知県契約規則第 15 条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

2 同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

3 入札価格が予定価格を超える場合は、第 6 の要領で再度入札を行う。

4 再度入札（合計 3 回の入札）を行っても、なお予定価格を超える場合は、最低価格者から順次予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

第 8 契約保証金

高知県契約規則第 39 条及び第 40 条の規定による。

第9 契約書の作成

要する。

第10 契約条項

別添契約書（案）のとおり。

第11 日程

1 入札公告

令和元年8月26日（月）

2 入札及び開札

令和元年9月11日（水） 午前9時

3 契約期間

契約締結日～令和2年3月6日

第12 入札に求められる事項

この一般競争入札への参加希望者は、この入札広告に示した業務について、国又は地方公共団体において、平成25年度以降に当該業務に類する業務の受注及び業務遂行の実績を第13の規定により提出しなければならない。参加希望者は、開札日までの間において当センターから当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

第13 入札に関して提出する書類

1 この入札広告に示した業務を行うことができることを証明するものとして、次の書類を入札前の令和元年9月10日（火）午後5時までに第3の2の場所に提出し、審査を受けること。

(1) 国又は地方公共団体において、平成25年度以降に当該業務に類する業務の受注及び業務遂行の実績を証明する資料(任意様式)

(2) 実施体制図（任意様式）

上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

2 入札参加者が虚偽又は不誠実な提案を行い、自己に有利になるような資料を作成したと判断される場合は、その入札書は無効となることがある。

第 14 その他

- 1 入札参加者及び契約の相手方が本件調達に関して要した費用はすべて当該入札参加者及び当該契約の相手方が負担する。
- 2 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約の日までの期間内に受けたとき又は同規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。